

立川市行政不服審査会条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 4 項の規定による。

立川市行政不服審査会条例

(目的)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、立川市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が当該職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会が行う審査については、公開しない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

